

商品名	利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)		
融資要項	J A住宅ローン	J A住宅ローン 100%応援型	J A住宅ローン借換応援型
お使いみち	ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とします。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築・増改築・改装・補修 ・新築住宅（土地付住宅および分譲マンションを含む）の購入 ・中古住宅（土地付住宅および分譲マンションを含む）の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・他金融機関からお借入中の住宅資金の借換資金と借換に伴う諸費用。借換とあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。（現在お借入中の住宅ローンに最低過去3か月延滞等がないことが確認できる方が対象） 	
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当 J A 地区内に在住または在勤の方で当 J A の組合員の方。 （新たに組合員になる場合には、当 J A 所定の出資金をお預かりさせていただきます） ・お借入実行時の年齢が満 20 歳以上満 66 歳未満であり、最終ご返済時の年齢が満 80 歳未満の方。 なお、最終ご返済時の年齢が満 80 歳以上の方は、同居又は同居予定のお子様（満 20 歳以上）を連帯債務者とするにより、お借入が可能となります。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度税込年収が 150 万円以上ある方。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度税込年収が 300 万円以上ある方。 ・自営業者の方は、過去 3 年間の各年の年収が 300 万円以上、当 J A とのお取引が原則として 1 年以上ある方（お取引内容等その他条件については、当 J A 窓口にご確認ください）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度税込年収が 300 万円以上ある方。 ・自営業者の方は過去 3 年間の各年の年収が 300 万円以上、当 J A とのお取引が原則として 1 年以上ある方（お取引内容については、当 J A 窓口にご確認ください）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・勤続年数が 1 年以上の方。（自営業の方は 3 年以上） ・当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ・団体信用生命共済の加入が認められる方。（共済掛け金は J A 負担） ・その他当 J A が定める条件を満たしている方。 		

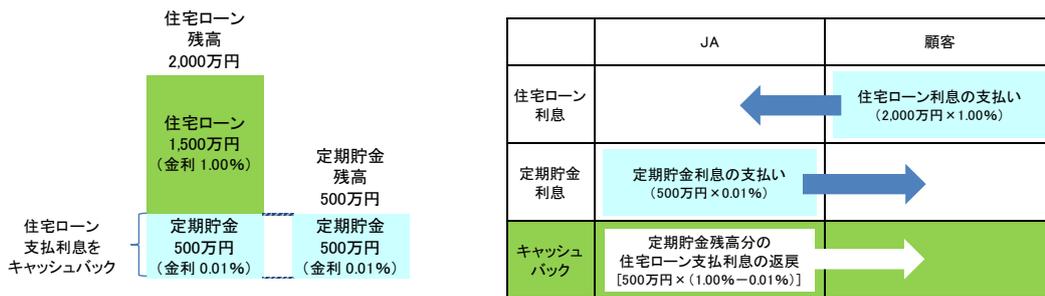
【利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)】

お借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上35年以内(1か月単位) ・お使いみちが借換の場合は、原則として現在お借入中の住宅ローンの残存期間内とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上35年以内(1か月単位) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上35年以内(1か月単位) <p>原則として、現在お借入中の住宅ローンの残存期間内とします。</p>
お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・年間元金ご返済額の前年度税込年収に対する割合が当 J A の定める範囲内とします。 		
お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上8,000万円以内(1万円単位) ・原則として所要金額の85%以内(担保価格の範囲内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上8,000万円以内(1万円単位) ・住宅の新築、購入、増改築・改装・補修にかかる所要金額(各諸費用含む)の範囲内とし、担保評価額に消費税、保証料、諸費用等を加えた範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上7,000万円以内(1万円単位) ・住宅資金の借換および借換とあわせた増改築・改装・補修にかかる所要金額(各諸費用含む)の範囲内 ・お借入対象物件の担保評価額の200%以内
お借入金利	<ul style="list-style-type: none"> ・お借入の条件や金利情勢等により異なりますので、詳しい金利内容はお近くの窓口までお問い合わせください。 		
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等または元金均等返済(月賦返済、半年賦返済) ※月賦返済の場合はお借入額の50%以内でボーナス併用可。 ※元利均等返済とは、毎回の返済額(元金+利息)が一定金額となる返済方法です。 ※元金均等返済とは、毎回の元金の返済額が一定で、元金残高に応じた利息の返済額が毎回変わるため、毎回の返済額(元金+利息)が異なる返済方法です。 		
固定金利・変動金利の選択	<p>① 当初お借入時に固定金利スタート、または変動金利スタートのいずれかを選択いただきます。なお、固定金利スタートの場合、当初の固定金利期間は3・5・10年の中から選択いただきます。変動金利スタートの場合、当初の変動金利期間はお客様の任意となります。</p> <p>② 固定金利選択の取り扱いは次のようになります。</p> <p>A. 固定金利期間満了時または変動金利期間中、その時点での新利率にて固定金利を選択いただけます。なお、固定金利期間中も他の金利種類へ変更いただけます。</p> <p>〔例〕当初固定金利期間5年を選択された場合は、借入当初の利率が適用されるのは5年間に限ります。固定金利期間中も他の金利タイプへの変更が可能ですが、当組合所定の手数料をいただきます。5年経過時点で再度その時点での固定金利を選択することができますが、この利率は借入当初の利率と異なる可能性があります。</p> <p>B. 固定金利期間満了時、固定金利再選択のお申し出がない場合は、自動的にその時点での変動金利に切替えさせていただきます。なお、変動金利選択後も再度固定金利を選択することができます。</p> <p>③ 固定金利または変動金利へ切替のつど、毎回返済額は変更になります。</p> <p>④ 固定金利期間満了後に変動金利を選択した場合の利率は、金利動向等により年2回見直しを行いません。</p>		

担保	<ul style="list-style-type: none"> ・原則としてご融資対象物件に第1順位の抵当権（又は根抵当権）を設定登記していただきます。 ・建物には火災共済（保険）にご加入いただき、証券原本にて付保状況を確認させていただきます。 <p>※担保設定が建物のみの場合、または当 J A、保証機関が必要と認めた場合には、建物の火災共済（保険）に質権を設定させていただきます。</p>								
保証	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。（お申込内容によっては、（一社）静岡県農協保証センターをご利用いただく場合がございます。）ただし、お申込内容により連帯保証人が必要になる場合がございます。また、年収合算者、担保提供者（物上保証人を除く）につきましては連帯保証人とさせていただきます。 								
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料の支払い方法は、一括前払い型のご利用となります。 <p>【一括前払い型】</p> <p>お借入時に一括して保証料をお支払いいただきます。（年 0.09%～0.200%）</p> <p>【お借入額 2,000 万円あたりの一括支払保証料（例）年 0.15%】</p> <table border="1" data-bbox="416 763 1225 864"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>15 年</td> <td>25 年</td> <td>35 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>211,151 円</td> <td>287,860 円</td> <td>337,432 円</td> </tr> </table> <p>上記保証料には一律保証料 30,000 円が含まれます。</p>	お借入期間	15 年	25 年	35 年	保証料（円）	211,151 円	287,860 円	337,432 円
お借入期間	15 年	25 年	35 年						
保証料（円）	211,151 円	287,860 円	337,432 円						
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・事務取扱手数料 32,400 円が必要となります。 ・ご融資後に、全額または一部繰上返済を行う際には、次の繰上返済手数料が必要です。 <p>全額繰上返済の場合 … 54,000 円</p> <p>一部繰上返済の場合 … 3,240 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利期間終了後に固定金利を選択される場合は、固定金利選択手数料 5,400 円が必要です。 ・固定金利期間中に他の金利へ変更される場合は、金利変更手数料 5,400 円が必要です。 ・その他の金利に関する条件変更をされる場合は、条件変更手数料 5,400 円が必要です。 								
団体信用生命共済	<ul style="list-style-type: none"> ・団体信用生命共済にご加入いただきます。なお、共済掛金は当 J A が負担いたします。 ・お借入者のご負担で、9 大疾病補償保険、三大疾病保障特約付団体信用生命共済または長期継続入院特約付団体信用生命共済にもご加入いただくことができます。 								
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お借入者が契約できる『利息キャッシュバック特約付き J A 住宅ローン(変動固定ミックス型)』は、新規契約かつ、お1人様1契約となります。 ・お借入期間中に他の住宅ローン商品に変更することはできません。 ・キャッシュバック金額の計算対象期間中に金銭償貸借契約証書に定める「期限前の全額返済義務」が生じた場合は、キャッシュバックを終了します。 ・キャッシュバックの権利を他人に貸与・譲渡・担保提供することはできません。 								

【利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)】

<p>商品性の概略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)』は、住宅ローンのお借入者等の定期貯金残高に応じてお借入利息を返戻（以下「キャッシュバック」という。）する特約（※）を付帯した住宅ローンです。 ※お借入時に「住宅ローン利息キャッシュバック特約」（以下「本特約」という。）を締結していただきます。 ※住宅ローンの元金および利息は、キャッシュバック金額の受け取りに関わらず、金銭消費貸借契約証書に基づき、ご返済いただきます。 <p>○メリット1</p> <p>住宅ローン利息のキャッシュバックにより、一部繰上返済とほぼ同様のお借入利息の負担軽減効果が得られます。また、住宅ローンを返済しながら貯蓄を継続できるため、計画的な資産形成を行うことができます。</p> <p>⇒ 定期貯金額が増えることで、さらにキャッシュバック額が増えます。</p> <p>⇒ 当初は定期貯金がなくても、毎年定期貯金を増やしていくことで貯蓄と住宅ローン返済を並行できます。</p> <p>○メリット2</p> <p>繰上返済と同様に、住宅ローン利息の軽減効果を得ながら、住宅ローン減税を有効に利用できます。</p>					
<p>キャッシュバックの対象定期貯金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お借入者本人並びに連帯債務者名義でお預けいただいている定期貯金が対象です。 ただし、通知貯金、定期積金、財形貯金、積立式定期貯金、譲渡性貯金、担保となっている定期貯金（総合口座の担保定期貯金は除く。）を除きます。 <p>※定期貯金の利息は、キャッシュバック金額の受け取りに関わらず、定期貯金の規定に基づき、J Aからお借入者に支払います。</p>					
<p>キャッシュバック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュバック特約がご利用いただけます。 <p>キャッシュバックは、『利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)』キャッシュバック特約書の締結により、『利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)』をお借入れの場合に、『利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)』の残高と定期貯金の残高に応じて、次の計算式により算出した金額をお支払いいたします。</p> <p>○キャッシュバックの計算期間は、『利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン（変動固定ミックス型)』の貸出実行月の翌月 1 日（計算期間の開始日）から完済日が属する月の前月末日（計算期間の終了日）とします。</p> <p>【1 か月分の計算式】</p> <p>定期貯金の月中平均残高または 住宅ローン月末残高の 50%のいずれか低い金額</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p>キャッシュバックの利率 (住宅ローン金利 - 定期貯金金利)</p> <p style="text-align: right;">× 1/12</p> <p>○計算対象イメージ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">■ 参考事例 ■</td> </tr> <tr> <td>住宅ローン残高 2,000 万円</td> <td>住宅ローン金利 1.00%</td> </tr> <tr> <td>定期貯金残高 500 万円</td> <td>定期貯金金利 0.01%</td> </tr> </table>	■ 参考事例 ■	住宅ローン残高 2,000 万円	住宅ローン金利 1.00%	定期貯金残高 500 万円	定期貯金金利 0.01%
■ 参考事例 ■						
住宅ローン残高 2,000 万円	住宅ローン金利 1.00%					
定期貯金残高 500 万円	定期貯金金利 0.01%					



(注) 複数の定期貯金をお預けいただいている場合は、加重平均により定期貯金金利を算出します。

定期貯金の計算対象利率は、毎月末時点における定期貯金利率を適用します。ただし、月中に満期解約された定期貯金については、解約時の定期貯金利率を使用します。また、定期貯金が期限前解約された場合、期限前解約月の前月以前における定期貯金に対しては、期限前解約利率を使用せず、定期貯金の約定利率を使用します。

住宅ローンの計算対象利率は、毎月末時点における『利息キャッシュバック特約付き J A 住宅ローン(変動固定ミックス型)』の適用利率を適用します。ただし、住宅ローン金利に保証料率が含まれている場合は、保証料率を差し引きます。

また、三大疾病保障特約付団体信用生命共済、団体特定疾病債務補償保険(9大疾病補償保険)、もしくは長期継続入院特約付団体信用生命共済を付保している場合は、当該特約利率を差し引きます。

キャッシュバックの利率は、上記の毎月末時点における住宅ローンの計算対象利率から、毎月末時点における定期貯金の計算対象利率を減じた利率を適用します。

【ご注意】

- ① キャッシュバック金額の計算対象残高は、定期貯金の毎月末時点における月中平均残高(円未満切捨て)とし、毎月末時点における住宅ローン残高(貸付留保金がある場合、貸付留保金は除く。)の50%を上限とします。
- ② 住宅ローン金利および定期貯金金利は、毎月末時点における適用金利とします。
- ③ キャッシュバックは、毎年3月15日と9月15日の年2回(当JAの非営業日の場合には翌営業日)、計算対象期間(7月1日から12月31日までの分は翌年3月15日、1月1日から6月30日までの分は同年9月15日)のキャッシュバック金額を『利息キャッシュバック特約付き J A 住宅ローン(変動固定ミックス型)』のお借入者の返済用貯金口座に入金する方法により実施します。
- ④ キャッシュバック金額の計算対象期間の各月の月末時点で一度でも元利金の返済が遅延している場合は、当該計算対象期間中のキャッシュバックは行いません。
- ⑤ 『利息キャッシュバック特約付き J A 住宅ローン(変動固定ミックス型)』の返済用貯金口座が解約された場合は、原則としてこれらの事象が発生した月の属するキャッシュバック金額の計算対象期間中の全てのキャッシュバックを行いません。
- ⑥ 複数の定期貯金をお預けいただいている場合は、それぞれの定期貯金の月中平均残高(円未満切捨て)を合算した金額となります。
- ⑦ 定期貯金を期限前解約した場合、期限前解約月の当該定期貯金の月中平均残高については、キャッシュバック金額の計算対象残高から除きます(期限前解約月の前月までは、キャッシュバックの対

	<p>象とします)。</p> <p>⑧キャッシュバック金額の計算は、定期貯金の満期日が属する月まで行います。</p>
<p>情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または金融推進部 推進企画課(電話：053-476-3121)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に 対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争 の解決を図ることも可能です（J Aバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望され る場合は、上記金融推進部 推進企画課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お借入に関して詳しい内容、お借入の適用金利等についてはJ A窓口にお問い合わせください。 ・ ご返済額の試算については、店頭窓口までお問い合わせください。 ・ お申込に関しては、審査によりご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 当組合ですすでにお借入されている資金からの借換はできません。

商品名	利息キャッシュバック特約付き J A 住宅ローン(変動固定ミックス型)	
融資要項	新築・購入コース (協同住宅ローン(株保証))	借換コース (協同住宅ローン(株保証))
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ① 住宅の新築 ② 住宅用土地の購入 (2年以内に住宅を新築し居住する予定があること) ③ 新築、中古住宅 (土地付住宅および分譲マンションを含む) の購入 ④ 住宅の増改築、改装、補修 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、他金融機関からお借入中の住宅資金の借換資金と借換に伴う諸費用。借換とあわせた増改築・改装・補修。(現在お借入中の住宅ローンに最低過去3か月延滞等がないことが確認できる方が対象)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 次の条件を満たし、当 J A が指定する保証会社の保証が受けられる方。 当 J A 地区内に在住または在勤の方で当 J A の組合員の方。 (新たに組合員になる場合には、当 J A 所定の出資金をお預かりさせていただきます) 前年度税込年収が 150 万円以上ある方。 勤続 (または営業) 年数が 1 年以上の方。 団体信用生命共済の加入が認められる方。(共済掛け金は J A 負担) 	
	<ul style="list-style-type: none"> お借入実行時の年齢が満 20 歳以上満 66 歳未満であり、最終ご返済時の年齢が満 80 歳未満の方。 	<ul style="list-style-type: none"> お借入実行時の年齢が満 20 歳以上満 66 歳未満であり、最終ご返済時の年齢が満 80 歳未満の方。
	<ul style="list-style-type: none"> なお、最終ご返済時の年齢が満 80 歳以上の方は、同居または同居予定のお子様 (満 20 歳以上) を連帯債務者とするにより、お借入が可能となります。 その他当 J A が定める条件を満たしている方。 	
お借入期間	<ul style="list-style-type: none"> 3 年以上 35 年以内 (1 年単位) 	<ul style="list-style-type: none"> 3 年以上 35 年以内 (1 年単位) ただし現在お借入中の住宅ローンの残存期間内とします。または、35 年から当初借り入れた住宅ローン経過期間を差し引いた範囲内とします。
お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> 10 万円以上 5,000 万円以内 (1 万円単位) ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収に対する割合が当 J A の定める範囲内とします。 	
お借入金利	<ul style="list-style-type: none"> お借入の条件や金利情勢により異なりますので、詳しい金利内容はお近くの窓口までお問い合わせください。 	
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 元利均等または元金均等返済 (月賦返済、半年賦返済) となります。 お借入額の 50% 以内でボーナス併用可。 	<ul style="list-style-type: none"> 元利均等または元金均等返済月賦返済となります。 お借入額の 50% 以内でボーナス併用可。
	<ul style="list-style-type: none"> ※元利均等返済とは、毎回の返済額 (元金+利息) が一定金額となる返済方法です。 ※元金均等返済とは、毎回の元金の返済額が一定で、元金残高に応じた利息の返済額が毎回変わるため、毎回の返済額 (元金+利息) が異なる返済方法です。 	

【利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)】

<p>固定金利・変動金利の選択</p>	<p>①当初お借入時に固定金利スタート、または変動金利スタートのいずれかを選択いただけます。 なお、固定金利スタートの場合、当初の固定金利期間は3・5・10年の中から選択いただけます。 変動金利スタートの場合、当初の変動金利期間はお客さまの任意となります。</p> <p>②固定金利選択の取り扱いは次のようになります。</p> <p>A. 固定金利期間満了時または変動金利期間中、その時点での新利率にて固定金利を選択いただけます。 なお、固定金利期間中も他の金利種類へ変更いただけます。 【例】当初固定金利期間5年を選択された場合は、借入当初の利率が適用されるのは5年間に限ります。 固定金利期間中も他の金利タイプへの変更が可能ですが、当組合所定の手数料をいただきます。 5年経過時点で再度その時点での固定金利を選択することができますが、この利率は借入当初の利率と異なる可能性があります。</p> <p>B. 固定金利期間満了時、固定金利再選択のお申し出がない場合は、自動的にその時点での変動金利に切替えさせていただきます。なお、変動金利選択後も再度固定金利を選択することができます。</p> <p>③固定金利または変動金利へ切替のつど、毎回返済額は変更になります。</p> <p>④固定金利期間満了後に変動金利を選択した場合の利率は、金利動向等により年2回見直しを行いません。</p>								
<p>担保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則としてご融資対象物件に第1順位の抵当権を設定登記していただきます。 建物には火災共済（保険）にご加入いただき、証券原本にて付保状況を確認させていただきます。 <p>※担保設定が建物のみの場合、または当 J A、保証会社が必要と認めた場合には、建物の火災共済（保険）に質権を設定させていただきます。</p>								
<p>保証</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協同住宅ローン(株)の保証をご利用いただけます。ただし、お申込内容により連帯保証人が必要になる場合がございます。また、年収合算者、担保提供者（物上保証人を除く）につきましては連帯保証人とさせていただきます。 								
<p>保証料</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保証料の支払い方法は、一括前払い型のご利用となります。 <p>【一括前払い型】</p> <p>お借入時に一括して保証料をお支払いいただきます。(0.1%~0.4%)</p> <p>【お借入額 2,000 万円あたりの一括支払保証料 (例) 保証料率 0.2%】</p> <table border="1" data-bbox="416 1386 1225 1487"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>15 年</td> <td>25 年</td> <td>35 年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>239,640 円</td> <td>345,220 円</td> <td>412,280 円</td> </tr> </table>	お借入期間	15 年	25 年	35 年	保証料 (円)	239,640 円	345,220 円	412,280 円
お借入期間	15 年	25 年	35 年						
保証料 (円)	239,640 円	345,220 円	412,280 円						
<p>手数料</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="322 1536 427 1727"> <p>保証会社</p> </td> <td data-bbox="427 1536 1473 1727"> <ul style="list-style-type: none"> 保証事務取扱手数料 32,400 円が必要になります。 ご融資後に、全額または一部繰上返済を行う際には、次の事務手数料が必要です。 全額繰上返済の場合…10,800 円 一部繰上返済の場合… 5,400 円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1727 427 2060"> <p>J A</p> </td> <td data-bbox="427 1727 1473 2060"> <ul style="list-style-type: none"> 事務取扱手数料 32,400 円が必要となります。 ご融資後に、全額または一部繰上返済を行う際には、次の繰上返済手数料が必要です。 全額繰上返済の場合 …54,000 円 一部繰上返済の場合 … 3,240 円 特約期間終了後に固定金利を選択される場合は、固定金利選択手数料 5,400 円が必要です。 固定金利期間中に他の金利へ変更される場合は、金利変更手数料 5,400 円が必要です。 その他の金利に関する条件変更をされる場合は、条件変更手数料 5,400 円が必要です。 </td> </tr> </table>	<p>保証会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保証事務取扱手数料 32,400 円が必要になります。 ご融資後に、全額または一部繰上返済を行う際には、次の事務手数料が必要です。 全額繰上返済の場合…10,800 円 一部繰上返済の場合… 5,400 円 	<p>J A</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務取扱手数料 32,400 円が必要となります。 ご融資後に、全額または一部繰上返済を行う際には、次の繰上返済手数料が必要です。 全額繰上返済の場合 …54,000 円 一部繰上返済の場合 … 3,240 円 特約期間終了後に固定金利を選択される場合は、固定金利選択手数料 5,400 円が必要です。 固定金利期間中に他の金利へ変更される場合は、金利変更手数料 5,400 円が必要です。 その他の金利に関する条件変更をされる場合は、条件変更手数料 5,400 円が必要です。 				
<p>保証会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保証事務取扱手数料 32,400 円が必要になります。 ご融資後に、全額または一部繰上返済を行う際には、次の事務手数料が必要です。 全額繰上返済の場合…10,800 円 一部繰上返済の場合… 5,400 円 								
<p>J A</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務取扱手数料 32,400 円が必要となります。 ご融資後に、全額または一部繰上返済を行う際には、次の繰上返済手数料が必要です。 全額繰上返済の場合 …54,000 円 一部繰上返済の場合 … 3,240 円 特約期間終了後に固定金利を選択される場合は、固定金利選択手数料 5,400 円が必要です。 固定金利期間中に他の金利へ変更される場合は、金利変更手数料 5,400 円が必要です。 その他の金利に関する条件変更をされる場合は、条件変更手数料 5,400 円が必要です。 								

団体信用生命 共済	<ul style="list-style-type: none"> ・団体信用生命共済にご加入いただきます。なお、共済掛金は当 J A が負担いたします。 ・お借入者のご負担で、9 大疾病補償保険、三大疾病保障特約付団体信用生命共済または長期継続入院特約付団体信用生命共済にもご加入いただくことができます。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お借入者が契約できる『利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)』は、新規契約かつ、お 1 人様 1 契約となります。 ・お借入期間中に他の住宅ローン商品に変更することはできません。 ・キャッシュバック金額の計算対象期間中に金銭償貸借契約証書に定める「期限前の全額返済義務」が生じた場合は、キャッシュバックを終了します。 ・キャッシュバックの権利を他人に貸与・譲渡・担保提供することはできません。
商品性の概略	<ul style="list-style-type: none"> ・『利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)』は、住宅ローンのお借入者等の定期貯金残高に応じてお借入利息を返戻（以下「キャッシュバック」という。）する特約（※）を付帯した住宅ローンです。 ※お借入時に「住宅ローン利息キャッシュバック特約」（以下「本特約」という。）を締結していただきます。 ※住宅ローンの元金および利息は、キャッシュバック金額の受け取りに関わらず、金銭消費貸借契約証書に基づき、ご返済いただきます。 <p>○メリット 1</p> <p>住宅ローン利息のキャッシュバックにより、一部繰上返済とほぼ同様のローン支払利息の軽減効果が得られます。また、住宅ローンを返済しながら貯蓄を継続できるため、計画的な資産形成を行うことができます。</p> <p>⇒ 定期貯金額が増えることで、さらにキャッシュバック額が増えます。</p> <p>⇒ 当初は定期貯金がなくても、毎年定期貯金を増やしていくことで貯蓄と住宅ローン返済を並行できます。</p> <p>○メリット 2</p> <p>繰上返済と同様に、住宅ローン利息の軽減効果を得ながら、住宅ローン減税を有効に利用できます。</p>
キャッシュバ ックの対象定 期貯金	<ul style="list-style-type: none"> ・お借入者本人並びに連帯債務者名義でお預けいただいている定期貯金が対象です。 ただし、通知貯金、定期積金、財形貯金、積立式定期貯金、譲渡性貯金、担保となっている定期貯金（総合口座の担保定期貯金は除く。）を除きます。 ※定期貯金の利息は、キャッシュバック金額の受け取りに関わらず、定期貯金の規定に基づき、J A からお借入者に支払います。
キャッシュ バック	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュバック特約がご利用いただけます。 キャッシュバックは、『利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)』キャッシュバック特約書の締結により、『利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)』をお借入れの場合に、『利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)』の残高と定期貯金の残高に応じて、次の計算式により算出した金額をお支払いいたします。 <p>○キャッシュバックの計算期間は、『利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン（変動固定ミックス型）』の貸出実行月の翌月 1 日（計算期間の開始日）から完済日が属する月の前月末日（計算期間の終了日）とします。</p>

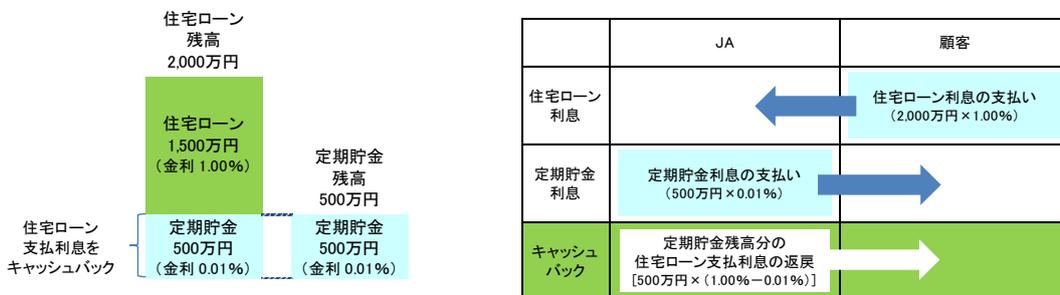
【1 か月分の計算式】

$$\begin{matrix} \text{定期貯金の月中平均残高または} & & \times & \text{キャッシュバックの利率} & & \times & 1/12 \\ \text{住宅ローン月末残高の50\%のいずれか低い金額} & & & \text{(住宅ローン金利 - 定期貯金金利)} & & & \end{matrix}$$

○計算対象イメージ

■ 参考事例 ■

住宅ローン残高	2,000万円	住宅ローン金利	1.00%
定期貯金残高	500万円	定期貯金金利	0.01%



(注) 複数の定期貯金をお預けいただいている場合は、加重平均により定期貯金金利を算出します。

定期貯金の計算対象利率は、毎月末時点における定期貯金利率を適用します。ただし、月中に満期解約された定期貯金については、解約時の定期貯金利率を使用します。また、定期貯金が期限前解約された場合、期限前解約月の前月以前における定期貯金に対しては、期限前解約利率を使用せず、定期貯金の約定利率を使用します。

住宅ローンの計算対象利率は、毎月末時点における『利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)』の適用利率を適用します。ただし、住宅ローン金利に保証料率が含まれている場合は、保証料率を差し引きます。

また、三大疾病保障特約付団体信用生命共済、団体特定疾病債務補償保険(9大疾病補償保険)、もしくは長期継続入院特約付団体信用生命共済を付保している場合は、当該特約利率を差し引きます。

キャッシュバックの利率は、上記の毎月末時点における住宅ローンの計算対象利率から、毎月末時点における定期貯金の計算対象利率を減じた利率を適用します。

【ご注意】

- ① キャッシュバック金額の計算対象残高は、定期貯金の毎月末時点における月中平均残高(円未満切捨て)とし、毎月末時点における住宅ローン残高(貸付留保金がある場合、貸付留保金は除く)の50%を上限とします。
- ② 住宅ローン金利および定期貯金金利は、毎月末時点における適用金利とします。
- ③ キャッシュバックは、毎年3月15日と9月15日の年2回(当JAの非営業日の場合には翌営業日)、計算対象期間(7月1日から12月31日までの分は翌年3月15日、1月1日から6月30日までの分

	<p>は同年9月15日)のキャッシュバック金額を『利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)』のお借入者の返済用貯金口座に入金する方法により実施します。</p> <p>④キャッシュバック金額の計算対象期間の各月の月末時点で一度でも元利金が遅延している場合は、当該計算対象期間中のキャッシュバックは行いません。</p> <p>ただし、その後、元利金の遅延が解消された場合は、次回の計算対象期間のキャッシュバックを行います。</p> <p>⑤『利息キャッシュバック特約付き J A住宅ローン(変動固定ミックス型)』の返済用貯金口座が解約された場合は、原則としてこれらの事象が発生した月の属するキャッシュバック金額の計算対象期間中の全てのキャッシュバックを行いません。</p> <p>⑥複数の定期貯金をお預けいただいている場合は、それぞれの定期貯金の月中平均残高(円未満切捨て)を合算した金額となります。</p> <p>⑦定期貯金を期限前解約した場合、期限前解約月の当該定期貯金の月中平均残高については、キャッシュバック金額の計算対象残高から除きます(期限前解約月の前月までは、キャッシュバックの対象とします)。</p> <p>⑧キャッシュバック金額の計算は、定期貯金の満期日が属する月まで行います。</p>
<p>苦情処理措置 および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または金融推進部 推進企画課(電話:053-476-3121)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です(J Aバンク相談所を通じての利用となります。)ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お借入に関して詳しい内容、お借入の適用金利等についてはJ A窓口にお問い合わせください。 ・ご返済額の試算については、店頭窓口までお問い合わせください。 ・お申込に関しては、審査によりご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・当組合ですすでにお借入されている資金からの借換はできません。